

## 令和元年7月開催説明会時の主な質疑について

### 1. 商品券を使用可能な商品・サービスについて

(1) 札幌市の指定ごみ袋や大型ごみシールについて、商品券使用の対象となるのか？また、対象外の場合、その旨を商品券に記載してほしい。

【回答】札幌市の指定ごみ袋や大型ごみシールは、地方公共団体への支払いとなるため、商品券の使用対象外となります。使用できないことを分かりやすくするため、商品券裏面にその旨を記載しました。

(2) 国や市などからの公的な助成がある商品やサービスであっても商品券は使用できるのか。

【回答】公的な助成があっても、利用者が店舗等で支払う金額に対して、商品券を使用することができます。

(3) 換金性の高いものは対象外とあるが、回数券も同様となるのか？

【回答】回数券は換金性が高いものと思われるので、商品券使用の対象外となります。

(4) 商品券の使用対象外商品と使用対象商品と一緒に精算することはできるのか？（例えば札幌市指定のごみ袋と食品など）

【回答】一緒に精算することは問題ありませんが、使用対象商品に係る金額以下の商品券を受け取ってください。

(5) 消費税が課税されない商品・サービスに対して商品券は使用できるのか？

【回答】消費税の課税の有無は商品券使用の対象・対象外の判断に影響しません。

(6) 店舗で独自に使用対象外の商品・サービスを指定してもいいのか。

【回答】各店舗で判断していただいて構いません。

(7) 商品やサービスの提供者に代わり費用を客から受け取り、その費用を商品やサービスの提供者に支払うことはできるのか。（例：ホテル業で、マッサージを利用した客からホテルが代わり費用を受け取り、マッサージを行った事業者はその費用を渡す場合など）

【回答】実際に商品やサービスを提供した事業者が、さっぽろプレミアム商品券の取扱店であれば、代わりに受け取ることができますが、そうではない場合、代わりに受け取ることはできません。（実質的に取扱店ではない店舗に支払うことになるため。）

## 2. 商品券の利用について

(1) 商品券を利用した商品・サービスにキャンセルがあった場合、どのように対応すればいいのか。

【回答】原則として、別の商品やサービスによる代替を行ってください。やむを得ない場合は、現金で返金していただくようお願いします。

(2) 商品券の使用期限以降にサービスが発生する支払に商品券を使用できるのか。(例：2020年4月1日以降に出発する旅行など)

【回答】使用できません。2020年3月31日までに発生するサービスに商品券をご利用いただくようお願いします。

## 3. 受け取った商品券について

(1) 商品券の破損について、千切れたものは、どのくらい残っていれば有効か？

【回答】取扱店向けマニュアルに記載します。

(2) 利用済み商品券の裏に押す印は店舗名のみで良いか？(日付印はいらないのか？)

【回答】店舗名のみで構いません。

(3) 不正利用防止のため、商品券の隅をカットはする必要はあるか？

【回答】カットする必要はありません。

## 4. 換金について

(1) 換金の最終締め切りが2020年4月10日必着と説明があったが、店舗が多く最終の締め切りに間に合わせることが難しい。

【回答】様々な声を受け、換金の最終締め切りを2020年4月15日発送(消印)有効に変更しました。

(2) 精算締日に関して、到着日と発送日のどちらで判断するのか。

【回答】毎月10日と25日の締めは到着日で判断します。

※ただし、上記(1)のとおり最終の換金の締め切りである2020年4月15日のみ発送日(消印日)で判断します。

(3) 口座の振込人名義はどのような表示か。

【回答】「さっぽろプレミアム商品券運営事務局」になります。

## 5. その他

(1) 紙で作成する取扱店一覧の冊子はどこで配布されるのか。

【回答】商品券販売所である郵便局やアークスグループのサービスカウンターのほか、区役所などでも配布します。

(2) 店舗独自の商品券の利用促進キャンペーン等の実施はできるのか。

(例：500 円の商品券 1 枚で、600 円分の商品・サービスを提供するなど)

【回答】自由に実施いただいて結構です。

(3) 従業員への教育のため、参加店舗向けマニュアルは早めに欲しい。

【回答】9 月中旬にホームページに掲載する予定ですので、そちらをご確認ください。

(4) 販促ツールの店頭掲示は届き次第、10 月 1 日より前に掲示しても良いか？

【回答】問題ありません。